

# 介護予防支援 介護予防・日常生活支援総合事業

## 重要事項説明書

※介護予防・日常生活支援総合事業は、以下、「総合事業」と表記します。

令和6年11月作成

### 1 米子市尚徳地域包括支援センターの概要

(1) 事業所名称・所在地及びサービスを提供できる地域

名称 米子市尚徳地域包括支援センター

(受託事業所 社会福祉法人 こうほうえん)

所在地 米子市永江562番地

(指定介護予防支援事業所 3100200074)

サービスを提供する地域 米子市内尚徳中学校区にお住まいの方

(2) 職員体制

資格	常勤	非常勤
管理者	1名(兼務)	
主任介護支援専門員	1名	
社会福祉士	1名	
保健師または看護師	2名	
介護支援専門員	2名	
事務員	1名	
合計	7名	

(3) 営業時間(窓口対応可能時間)

月曜日～土曜日 午前8時30分～午後5時30分

電話番号 0859-26-6588 (時間外は携帯電話へ転送)

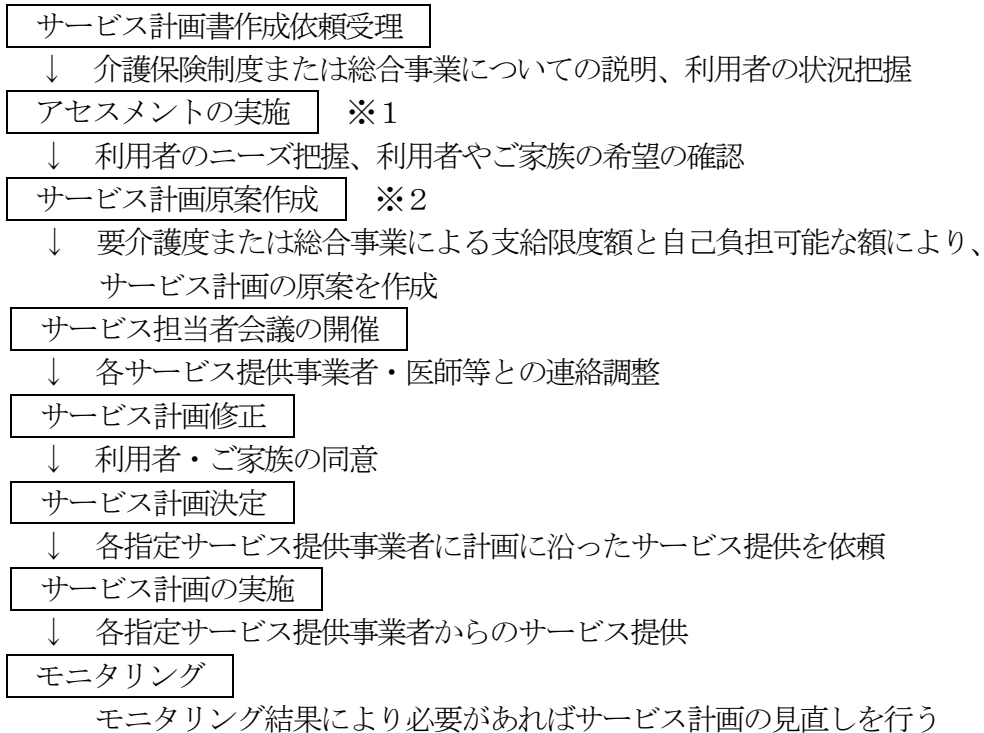
### 2 提供するサービスの内容

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した生活を営むことのできるよう、利用者に対し、適切な介護予防サービス計画(総合事業によるものを含む。)を作成し、かつ、介護予防サービス(総合事業によるものを含む。)の提供が確保されるよう介護予防支援及び総合事業サービス事業者その他の事業者、関連機関との連絡調整その他の適宜の提供を行います。

### 3 サービスの流れとその内容

ご契約いただいた利用者が在宅で円滑にサービスをご利用いただけるように、以下のような流れでサービスを提供いたします。

## (1) 介護予防支援・総合事業サービス計画の作成



※1) アセスメント方式は全国包括支援センター業務マニュアル及び介護予防ケアマネジメント研修テキスト等を使用いたします。

※2) サービス計画の作成に当たり、利用者は、地域包括支援センターに対し、複数の介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。

## (2) 給付管理

介護保険または総合事業でご利用いただいたサービスの給付管理票を、毎月、鳥取県国民健康保険団体連合会へ提出いたします。

## 4 料 金

要支援1及び2または基本チェックリストにより事業対象者の認定を受けられた方は、サービス計画作成費は制度から全額支給されますので、自己負担はありません。

## 5 秘密保持等

- (1) 地域包括支援センター及びその従業員は、介護予防支援または総合事業によるサービスを提供する上で知り得た利用者及び利用者の家族の秘密を正当な理由が無い限り漏らしません。
- (2) 介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能の状態、心身及び生活の状況のほか、それに付随する家族の情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て医師又は歯科医師若しくは薬剤師に提供する場合があります。
- (3) 地域包括支援センターは、利用者に係るサービス担当者会議での利用等で正当な理由がある場合には、事前にご利用者又はご家族の同意を得た上で、ご利用者又はご家族の個人情報を用います。

## 6 契約の終了

- (1) 利用者の都合でサービスを終了する場合  
文書で申し出てください。いつでも解約できます。
- (2) 次の場合は、自動的に契約は終了します。
  - ①利用者が介護保険施設等へ入所した場合
  - ②利用者が要介護認定を受けた場合
  - ③利用者が当地域包括支援センターのサービス提供範囲以外へ移転された場合
  - ④利用者がお亡くなりになった場合

## 7 ハラスメント防止

地域包括支援センターでは、職場においてハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指しています。以下のハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービス中止や契約を解除することがあります。

- (1) 暴行：殴る、蹴る、つねる など
- (2) 暴言：職員の尊厳を傷つけるような言葉を言う など
- (3) 威嚇：近距離で職員に対して怒鳴る、職員に恐怖心を与える行為 など
- (4) セクハラ：必要もなく職員の体を触る、抱きしめる など
- (5) 過度な要求：職員の契約内容以外の労力や介護保険制度から逸脱する内容の要求  
など
- (6) プライバシー侵害：職員の許可なく撮影をする、執拗に個人情報を尋ねる など
- (7) その他：上記に類する、当事者間の信頼関係を破壊する一切の行為

## 8 虐待の防止

地域包括支援センターは、利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために、利用者等に対する高齢者虐待が疑われる事案を発見した場合は、速やかに高齢者虐待防止法及び、米子市の定めるガイドラインに沿って通報を行います。

## 9 緊急時の対応

サービス提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打合せにより、主治医、協力病院、救急隊、親族、サービス事業者等に連絡します。

## 10 サービス内容に関する相談・苦情担当

当地域包括支援センターの介護予防支援または総合事業に関するご相談・苦情及びサービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

米子市尚徳包括支援センター

利用者相談・苦情担当 (管理者名) 大濱 伸也 電話 0859-26-6588

米子市役所

担当 長寿社会課 高齢者福祉担当 電話 0859-23-5155

年 月 日

当地域包括支援センターは、利用者に対してサービス内容及び重要事項を説明しました。

事業者 所在地 米子市永江562番地

名 称 米子市尚徳地域包括支援センター  
(受託事業所 社会福祉法人 こうほうえん)

説明者

私は、事業者からサービス内容及び重要事項について、説明を受け、了承しました。

利用者 住 所

氏 名

代理人 住 所

氏 名

利用者との関係